

独占と競争について(二)

有 井 治

目 次

- 一、独占と競争——二、完全競争と不完全競争——(以上前号所収、以下本号所収)
- 三、完全競争の制限と不利益——四、不完全競争の利益——五、独占の統制。
- 三 完全競争の制限と不利益

(一) 共同欲求とその充足

およそ人類は社会的動物であつて、われわれはいかなる時いかなる所においても、常に何等かの共同体を形成し、その内で生存するものである。このために完全競争の根本的な特徴であるところの、個人主義的な方法では充足されない欲求がある。共同体を維持し発展さすことは、その成員の必然的な要求であり、共同欲求はその

独占と競争について(一)

独占と競争について (二)

安寧秩序を維持し、成員の幸福を増進し、個人またはその団体によっては、その充足が全く不可能であるか、またたとい可能であるとしても、適当に充たすことのできないものであって、国家公共団体によって始めて完全に、またはよりよく充足しうるものである。

ところが共同欲求は歴史的に一定したものではなく、不断に発展することは、過去の史実から見て明らかである。軍備や警察によって、国民の生命や財産の保全を目的とした素朴な時代から、産業の振興や交通の発達を企て、教育・衛生・救貧・社会保障などの、文化的施設を担担すべしとされるようになって、共同欲求の内容は漸次複雑化するようになった。

国家共同団体はこれらの欲求を充たさなければならぬ。この目的を達成するためには、常に財貨と労務を必要とし、これを獲得入手する方法に三つある。其一は個人の任意的無償の提供にまつことであり、其二は国家共同団体が契約によって、代価を与えて獲得入手することであり、其三は権力に基づいて強制的に徴収する方法である。ただし任意無償の方法は、古代にその例が多いけれども、現代には稀に見られるにすぎない。したがって強制による租税を主とし、契約による公債を従としてゐる。ところが租税は所得と余暇、各種の財貨間、現在と将来の所得の間の選択を歪め、稀少な資源の理想的な配分を不可能にするものである。¹⁰²

(12) 本項については、前掲拙著「貨幣経済学」第五章第五節、参照。

(二) 社会的な利益および費用と私的なものとの差異

完全競争の第二の弱点は、それが価格制度すなわち個人の需給で定まる諸価格、諸物価に完全に依存する、という事実から出て来る。このような価格制度は、個々の消費者または生産者が、互いに全く独立している時にだ

け、理想的な結果を生むにすぎない。ところが或人の満足や費用が、他人によって影響されていることが少くない。したがって全体としての社会的な利益や費用は、これに直接干与する個人のものすべて、大きいこともあり小さいこともある。ある人の庭園は其人だけでなく、他人にも満足を興えるであろうが、これを維持する費用は、その所有者だけが負担するに止まるから、社会の受ける利益はこれよりも大きいであろう。豪華な庭園や邸宅を持ったり、虚飾的な消費例えば高価な宝石や贅沢な自動車など、人々の羨望と不満足を買い、社会的な利益は個人的な利益よりも小さい。工場の汚水で河川がよごれ、その煤煙で空気が汚染される、等々のいわゆる公害による物心両面の厚生障害は、工場の費用には含まれないのであるから、社会的な費用は私的な費用よりも大きい。森林の乱伐は水害旱害と共に土砂の侵蝕をもたらし、略奪耕作は地力を低下させ等々は、将来の費用または利益の減少によって、現在の利益を求めることであるが、将来の費用は現在のそれに反映されない。ある人の負担した費用が間接的に、他人の利益となることもある。例えばある農地の灌漑が、他の土地へ利益を与えることもあり、ある工場の新設が労力を創造し消費市場を造って、他社を有利にすることもある。また工場の進出に伴う人口の集中は、家屋・学校・上下水道・瓦斯・電気等々の、新しい公共投資を必要とするが、進出工場はこの費用を負担するのではない。

これらのすべてに関するモラルは、買手が提供する価格も、売手が要求する価格も、共に或財の消費から得られる総利益や、またこれを生産するに必要とされた総費用の、正確な評定でないということである。したがって我々が問題としている完全競争の制度が、ただ価格によってだけ動かされているのであるから、それは常に必ずしも社会的な限界費用と、社会的な限界利益とを等しくするものではない。『このような制度の下では、実際

独占と競争について (二)

に極大化されるものは、総満足ではなくして、精々ただ私的な交換可能な効用にすぎない。¹⁰³』

なおこのような叙述の正しさは、たとい実際に完全な競争があるとしても、なお実現されるであろうかということについては、疑問としなければならないことがある。けだし生産要素と生産物および生産方法に、不可分性と固定性があるからである。¹⁰⁴ 完全な競争は適切かつ論理的な理論を形成するために、これらの事由の存在を抽象し、各企業は正確に最適規模で運営されていること、すなわちすべての要素が数量と割合で正しく用いられ、最善に技術を利用し、したがって稀少な資源が最善に使用されることを仮定している。そして商業上・技術上・経営上・金融上の最適規模が実現されるとする。しかし不可分性と固定性は、数量的すなわち生産高と、場所的すなわち市場の大きさと、時間的すなわち短期的または長期的な考察、等と関連するもので、たとい窮極的な状態を仮定しても、不可分性や固定性が消滅して、要素と技術と生産物に最適の比例が、実際に存立するものとは考えられない。

更に最適の決定は事後的 (ex post) に叙述されるのであるが、生産者の決定は事前的 (ex ante) に行なわれるのである。生産の計画や決定は、需要を予想して行なわれる。企業者が比較する価格と生産量は予想されたもので、その実現は常に必ずしも確実で正確なものではない。もしその計算に過誤があると、最適状態には到達しない。この点もまた疑問として残るところである。

¹⁰³ Kapp, *The Social Costs of Private Enterprise*, Harvard U. P., p. 234.

¹⁰⁴ 前掲拙著「理論経済学」第三章第四節、参照。

(三) 完全競争と公平性

完全な競争は、生産または消費の外部的な経済ないし不経済のないことを前提として、諸物価が一方では消費者の選好を表わし、他方では生産の真の費用を反映し、こうして満足と費用とを一致し、稀少な各資源単位を、最大可能な効用を作出するところに向け、或財の消費からうける消費者の限界的な満足が、それを供給する誰か他人の限界費用と、正確に一致するというのであるが、このような調和は次のような二つの仮定の下に立ち、しかもこれらの仮定は常に必ずしも充されるものではないのである。

その第一の仮定は、貨幣—価格—満足および貨幣—費用と真の費用の間に、直接的な関連があり、両者の一致することである。ある商品の価格は、消費者がその追加一単位のために支出する貨幣額であり、これを他の価格と比較すると、 B 財で表した A 財の費用、すなわち A 財一単位を入手するために、犠牲とされなければならない B 財の数量である。そして完全競争は、すべての消費者にとって買入れが、 AB 間の限界代替率を、その価格の比と同じくするように調整され、したがって何人も A をより多く B をより少く、またはこの逆を買入れることによって、その総満足を増大しえない、ということを保証する。しかし各人にとっての満足の極大化は、 A または B の追加一単位からえられる満足が、すべての人にとって同じであるべきことを要求する。すなわち AB 二財の限界効用の比が、 XY 二人の消費者にとって等しいことが必要である。しかしもし X は AB の少量をしか持たず、 Y が二財を共に多量に所有しているとすれば、 AB 二財の限界効用は、ともに X にとって大きく、 Y にとって小さいであろう。そこで AB 二財の数単位を Y から X に移すならば、両財の移転による X の利益は、 Y の損失よりも大きいであろう。そしてこのことは、二財の限界効用が二人にとって等しくなるような、数量となるまで続くであろう。二財の価格が二人にとって同様であるということは、二人にとって AB 間の限界代替率が相等し

独占と競争について (二)

ということであるが、二人にとつて二財の限界効用が相等しいということではない。この故に貨幣の限界効用、すなわち二財の各一単位に対して支払わらるべき貨幣額が、二人にとつて同等の重要性を持っていなければならない。このような一致はある特定の所得分配の結果であるが、(これは必ずしも等しい分配を意味しない、ただし Y が X よりも大きな消費享受力を持つかもしれない)、したがつて Y の貨幣所得が、 X よりも大きい時にだけ、貨幣は二人に同じ限界効用をもたらすであろうからである)、しかも完全競争はそれ自身では、所得の理想的な分配を保証するものではないのである。

次に或財の価格は、その生産に寄与した各生産要素への報酬を決定する。したがつて完全競争は実際に支払われる報酬が、要素用役の価値に等しいこと、すなわち報酬はその限界生産物の価値に等しい、ということを保証する。したがつてそれはまた、各要素はその寄与する用役の価値を最大とする生産部門に供給される、ということを保証する。もっとも Y のために B を生産するよりも、 X のために A を生産することの方が、その用役の価値を大きくするかもしれない、ということを確認するのであるから、 X の所得が Y の所得よりも小さいということから、このことが AB の要素および価格に反映されないかもしれないのである。完全競争はまた限界的な労働からの所得と余暇の利害得失を比較して、両者が等しくなる点まで労働する、ということを保証するのであるが、理想的な解決のためには、所得と余暇の双方の限界効用が、すべての人について同等でなければならぬ。これもまた所得の分配問題である。けだしもし Y がその所得と余暇との組合せから得る満足が、 X のそれよりも大きいらば、 Y の所得か余暇もしくは両者の若干を、 X に移すことによつて矯正されるであろう。その最も簡単な方法は、 Y の所得の一部を X に移転させて、二人にその時間を労働と余暇の間に望み通りに配分し調整さすことであ

ろう。

ここで注意すべきは、完全な競争が所得の理想的な分配を阻害するものではない、ということである。上に述べた批判は消極的で、完全競争が常に必ずしも理想の分配を実現するものではない、ということである。完全な競争は、その買手がこれらの用役に対して支払わうとする時から評定して、もしXとYの用役が社会に対して同等の価値を提供するものとすれば、二人の限界生産物の価値が等しいのであるから、二人に支払われる報酬もまた等しいであろう、そして各種職業の快不快が報酬に反映される、ということを保証する。したがってそれはある程度の公正を成就する。すなわち人々の収入はその国民所得に対する寄与と、仕事の費用——犠牲に供された余暇や、支出された努力や耐えられた不快等々との、両者の比較を反映するであろう。しかしもし社会的な正義は、貢献と共に必要に応じなければならぬとすれば、完全な競争は所得の理想的な分配を保証するものではないであろう。

要するに、自由競争を前提として『各人は能力に応じて働き、その働に応じて分配を受ける』という資本主義の社会における分配と、『各人は能力に応じて働き、必要に応じて分配を受ける』という社会共産主義の社会における分配との、いづれが理想として価値が大きい⁶⁵か、略言すれば分配の公平か平等かという、根本問題に帰るであろう。

⁶⁵ 拙著「現代社会主義批判」(昭和二十四年日本経専——現亜細亜大学出版部刊)第三章第三節の二、参照。

四 不完全競争の利益

独占と競争について (四)

すでに一言したように、アダム・スミスが独占を攻撃してから、これは従来における経済学の伝統となってきた。ただ唯一の例外として認められていたものは、公共の利益を擁護するための、いわゆる国家公共独占だけであるが、これは純理論的には自然的独占か、生産における不可分性ないし固定性が大きいために、完全な競争の存立し得ない場合に限られていた。ところが一九三〇年代の世界不況を機として、ある方法または目的のためには、競争よりも独占が望ましいとか、優れているとか、あるいは必要であるとか、論じられるようになった。そこで若干の重複を厭わず、不完全競争または独占の弁護論を一瞥してみよう。

(一) 合理化の利益

ある産業が需要の構造的変化によって不利な影響を受け、しかも再起の希望も持てない場合、例えば我國の現在における石炭産業のような場合には、競争による過剰生産能力の消去よりも、計画的な減少の方が苦痛を少なくし、効果的であるとされる。もとより競争は縮小した需要に、時をかけて供給を適合さすであろうが、これには相当の長い苦痛の時間を必要とするから、すべての関係企業は（あえて窮極的には敗退すべきものだけでなく、この産業に残留するために製品の売価を引下げ、減価償却が大きな負担となるであろう。しかも其内の弱小企業が行詰まると、その設備が必ずしも荒廃していないので、ほとんど捨値で買収され、これがこの安価な設備を使って、さらに激しく競争するであろう。こうして共喰いの数年を経ても、なおこの産業は全体として、過剰の供給力を保持するであろう。償却資金を積立てえないために、再施設のための資金がないために、半休業の企業が多数に残存し、多くの遊休設備が存立し、社会は破産や清算と貯蓄の消滅そして失業という、変動への犠牲を受けるのであるが、しかもなお真の調整は達成されず、当該産業は依然として始からの問題に当面している、という

ことになる。

これに反してこの産業の全般に統一的な規制が行なわれるならば、必要な生産能力の減少が計画化され、秩序ある態様で実施され、生産は最も効率的な施設に集中され、償却は完遂され代置と更新が準備され、過剰の設備は廃棄されるであろう。半休業から解放された労働力は、他産業に余裕のある限り移動するであろう。一九三〇年代の英国における紡績や炭鉱の経済は、正に我国における第二次世界大戦後の模範とされる所以である。

しかしながら先蹤としての英国の実績をみると、このような構想とこれに基づく方策に、確かに当該産業を救済したことは疑えないが、それはむしろ独占の弊害の優れた客観的な教訓の歴史でもある。実際上はほとんど総ての場合、独占化の結果としての製品価格の引上げに終っている。『秩序ある販売』(Orderly Marketing)は聞えのよい言葉であるが、実際上は効率に何の変化をも与えていない。

(二) 規模の利益

独占の第二の利益は、ある種の産業では独占または少数の寡占だけが、適正規模の経営を確保することができる、というものである。もとよりこの主張は、独占体それ自身というよりは、むしろ大企業のためのものである。効率的な企業と比べて市場が小さい場合には、消費者の欲求が可能な最低価格で充足するべきであるとするならば、独占または寡占の避けがたいことは確かであろう。しかもこの利益を主張する人々は、企業が知識と経験とによって、効率をより高めるといふのであるが、費用の低下は常に必ずしも価格の引下げを意味せず、価格が競争によって低位に維持されるのでなければ、ただ利潤を意味するにすぎない。これがいわゆる公共独占の存在理由なのであるが、国有化ないし社会化もしくは公共統制は、それ自身常に必ずしも高い効率と低い価格を保

独占と競争について(二)

証せず、それはただ独占力の著しい乱用を防止するために、用いることができるとうにすぎない。

(三) 技術進歩の利益

独占は技術の進歩を促進するが、競争は新しい発明や生産方法の開発を阻害する、といわれる。機械や生産方法における革新の開発には、多くの資金を必要とし、またその結果が多数の競争者によって模倣追従されないように、保護されていなければならない。発明の着想を研究し実験するためには、多額の費用を必要とするのが普通であるから、確実な市場を持つ大企業だけが、こうした冒険に耐えるもので、『安全なものだけが危険に備えることができる』というわけである。

この主張には傾聴すべき点もあるが、要するに程度問題に帰する。独占体や寡占体が巨額の資金を擁し、研究や開発に利用していることは事実であり、また排他的な力を持つことは、確かに新しい技術や生産物への刺戟であるが、他方においては独占体は、その市場占拠率を高めるために、新しい考案を必要としない、ということもまた事実である（もちろん競争のない独占と競争のある寡占では多少の相異はある）。独占体はその資本と生産物の有利性について、既得の利害や関心を持つもので、この目的のための資金を新しい目的に利用してもよいのであるが、普通はその古い生産物の変化と改良に注目するに止めるもので、全く新しい生産方法や生産物に関心を示すのは、多くの場合に新企業であり新人である。独占体の利害関係は、その投資を保護するために、特許を買収し新企業の設立を停止さして、急激な革新の実現を防止することにある。このような事例は、各国で極めて多くされている。これに対して中小企業でも、共同して技術や生産物の開発を試みることができるはずである。

要するに、不完全競争が技術進歩に有利であるか、はたして有害であるかを示す事実、今までのところ多く

は提供されていないので、おそらく不完全な寡占状態が、技術進歩の最もよい環境といふべきであろう。『最初の人』が巨利を得るであろうが、それは競争の圧力のある分野に限られるのである。⁽⁹⁾

(9) H. H. Villard, Competition, Oligopoly, and Research, The Journal of Pol. Economy, Dec. 1958. 参照。

(四) 安定化の利益

独占は競争と比べて、経済を安定さすといわれている。競争のかくれた一の欠点は、需要の変化への反動が過大であるという点である。すなわち供給が需要の増加に急に対処できないために、価格が著しく騰貴すると、その利益を獲得するために各生産者は、他人もまた同様な生産拡張を企てていることを意識せず、またこれを無視して、対応行動に出るのであるが、その結果は過剰生産となり価格は暴落する。そこで反方向への過った反動が起る。いわゆる均衡価格の実現には長い年月を必要とし、需要が不安定である限り、おそらく均衡に到達することはなく、また価格が長く固定することもないであろう。したがって各産業には絶えず盛衰が繰返される。これに反して独占は競争と比べて、速く均衡に到達することができる。しかしここで注意すべきは、独占が多数の場合において、能率上で競争に劣っていることであり、また速かな適応化は完全な独占に限られるのであって、この他の不完全競争ないし独占的競争には妥当しない、ということである。景気変動の安定化と資源の効率的な使用という、経済の選択問題となるわけである。

また景気変動の安定化と価格の安定化とを混同して、独占価格に変動の少いことから、独占の利益を主張する立場もあるが、景気の変動は総支出における動揺であるから、生産物に対する総貨幣的需要が動揺する限り、生産量を変動さすことによってだけ、価格を安定さすことができるに止まる。したがって巨大な独占企業が総所得

独占と競争について(三)

や購買力、そしておそらくはその生産物への需要に対し、自らの行動によって大きな影響を与えることができ、経済への安定的な影響を及ぼす場合に限られるであろう(もし経済社会の全産業が固有化され社会化されて、いわゆる国家独占となっている場合は、これは別箇の問題となるであろう)。

なおこれと関連して、カルテルの価格安定効果を一瞥しておかなければならない。カルテルは景気の大きな変動に際して、これに対抗するための独占形態として、各国に共通する現象であるが、好況下においては協定価格以上で、不況下ではそれ以下でも、取引を敢行しようとする誘惑は強く、時にはカルテル違約金をも甘受しようとする傾向は、人々の注目すべきところである。カルテルは価格の変動をある程度抑制しようとしても、これを安定化し変動の除去することはできないのである。

五 独占の統制

上に述べたところから明らかなように、独占や寡占を意味する『不完全』という語には、一種の価値意識が含まれ、それはまた全体の概観から正当なものと思われるであろう。不完全競争は完全競争と比べて、効率において劣り公平性に欠けるところのあるものである。そこで独占対策ないし競争対策、すなわち競争をより完全なものとする方策、またはその不可能ないし推奨困難な場合、例えばある産業が多数の企業に分散するならば、規模の利益が失われるような場合には、不完全性の利益を害うことなく、その弊害を除去する方策いかに、ということが問題となる。

(一) 独占の自然的限界

独占対策ないし競争対策を考究する前に、独占力の乱用に対する自然的な障害を一瞥しよう。すでに明らかなように、一〇〇%完全な独占はほとんど存在しない。独占者は需要を自由に動かしえないという前門の虎と、模倣や代用品の潜在的競争という後門の狼に、狹撃されているのである。バターが高く少なければ、マーガリンが考案され、石炭が高ければ石油に切替えられる。『現代的な技術の顕著な業績は、熟知の原料から多数の新製品を、絶えず造り出すことであり、新たな原料から熟知の商品を造り出すことである。ある欲求を充す商品の多様性は、益々増加しつつあるから、独占的な販売者の飽くなき独占力の活用は、次第に著しく狭小となりつつある』¹⁰⁵ 世論は益々独占の存在と横暴の意識を高めて、不買同盟や公正取引の要求は、独占体の秘密の規制や禁止たとえば再販価格協定、などを越えた独占利潤の追求を自制さし、この傾向は将来ますます発展するであろう。しかも企業の秘密は漸次に減少して、その公開性が拡大しようとする事実上の傾向があり、企業利益の周知性は当然の社会的義務になろうとしており、独占利潤の秘密性はむしろ例外になろうとしている。

なお独占的な売手が独占的な買手に直面することがあり(双方独占¹⁰⁶)、両者は対等の立場で競争するわけであるが、多くの場合に独占的買手が最終消費者でないために、社会は全体として勝利の果実を享受しがたいところであると共に、独占的買手が独占的売手である(売買独占¹⁰⁷)ことも多く、時には買手独占が公共の統制の下におかれることもある。

§ G. W. Stocking and M. R. Watkins, *Monopoly and Free Enterprise*, 20th Century Fund, 1951, p. 98-9.

¹⁰⁵ 前掲拙著「理論経済学」第六章第二節の二、三参照。

(二) トラスト征伐

独占と競争(二)について ①

独占と競争について(三)

いわゆるトラスト征伐は、古くかつ一般的な独占対策であって、独占の廃止と防止を目的とするものである。しかしこの方策には、実施に諸種の困難があるだけでなく、中小企業のカルテルには、過当競争を除去し、却って効率を増進さす、という利益も認められている。カルテル発生の母胎となり易い同業組合(Trade Association)は、従業員の教育・諸種の情報交換・当局との交渉・市場研究等々の、有益な機能を持っている。もとよりこれはトラスト征伐またはその拡大防止ないし同業組合の廃止などが、よいことではないというのではない。もちろん時には一のカルテルを分割して、規模の利益を失うことなく、数単位とすることもできようが、独占への攻撃は無差別的であってはならない、と言いたいのである。そしてトラスト征伐は、早急な効果を期待してはならない。米国における過去六〇年のトラスト政策の歴史や、一九四五年以降の英国における独逸カルテル対策の経験を省みると、徹底的な一撃によって、独占の連鎖の廃止を志向することは非常に困難で、ある型の結合が禁止されると、それは形をかえて再生される、という習性を持っている。それは根強い野草に対処するように、根気よく絶えず注意して実施されることが要求される。

(三) 価格の統制

トラスト征伐に代る政策は、その社会的有用性の決定に信頼のできる方途があると仮定して、社会的に有用な連合や組合を認容し、その反社会的な行動を防止することであろう。例えば、その生産物の『公正価格』(Fair Price)を規定することである。しかしいかにして公正価格を規定しうるであろうか。おそらく有能な企業の生産費に合理的な利潤率を加えたものであろうが、その産業に有能な企業がなければ、その生産費は求められないし、また合理的な利潤率の算定は、多くの評価困難な諸要因、例えば危険の程度、有能企業としての利潤を獲得

するようになるに必要とした年月、適正な減価償却額等々に依存する。これらの諸困難は、価格が高すぎるか安すぎるかの審判に際して、評定さるべきものとなるであろう。たとい売価が眞の費用以下であると自認しても、なお多くの場合に、それが正當なものか否かを決定することは、解決の困難な問題であろう。けだし例えば在庫品の販売、不況時における企業の存立維持、あるいは予想された規模への移行、不公正な競争への對抗策等々、なお考慮を要する諸問題があるからである。もちろん価格の統制が、なんらの意味もないというのではなく、売価や費用の看視は固より必要である。しかしここでも注意すべきは、このような方法での費用や売価や利潤の統制も、完全競争の下におけるものとは、同じものではないということである。

(19) 拙著「自由価格と統制価格」(増補版、昭和三十二年有斐閣刊)第八章第四節、参照。

(四) 課税と補助金

不完全競争は課税と補助金の制度を活用することによって、完全競争と同様の結果を生ぜしめることができる、という主張に対してもまた、同様の批評を加えることができる。

例えばもしある産業における労働の限界生産物の価値が、不完全競争のために、他の産業におけるものよりも永続的に大きいとするならば、限界生産物の少い産業から、その多い産業へ労働を移動さすならば、社会に対して利益を与えるであろう。そこで限界生産性の高い産業での労賃に課税して、これをそうでない産業での労賃に對する補助金とするならば、必要な労働が得られて、すべての産業における労働の限界生産物の価値を調整することができる。課税と補助金の制度は、実にこのような目的に對して、都合よくこれを利用することができるであろう。

独占と競争について (四)

最適量以下に生産を制限している独占ないし寡占に対しては、生産量に比例する補助金を与えて、生産を拡大させることができる。そして過剰利潤を吸収するために、これは定額課税すなわち生産量の変動と関係のない租税と結合させることができる。補助金と課税は企業が適正規模となり、ただ正常利潤を得るに止るようになるまで、適当に調整されなければならない。

これらの対策は未だかつて試みられたこともなく、また実施上には種々の困難が考えられる。関係諸量すなわち各企業における、労働の限界生産物の価値や、正常利潤ならびに最適生産量等々の算定は、特に困難でおそらく不可能といえるであろう。その上に各企業について、各々異なる課税と補助金を必要とするであろう。これらの提案が理論的な関心をよぶにすぎず、実際には試みられない理由である。

(五) 国有化または社会化

さらに徹底的な独占対策は、独占の国有化または社会化の主張である。殊にいわゆる自然的独占、生産の要素や技術および生産物の、不可分性や固定性による規模の利益に基づく独占については、私的な独占や寡占を廃して、これを公共独占にしようとする主張がある。独占の国有化または社会化ということは、当然に資源のよりよき配分を意味せず、またそうした実績もない。これは英国における経験から明らかであるが、我国でも国鉄は赤字経営といわれているけれども、もしこれが私鉄であれば、つとに破産と清算にはいつているであろう。そこで国有化または社会化が、たとい完全競争の条件再生に成功しないとしても、独占利潤を個人の手に集中せず、これを広く国民全体の上に分散させ、という主張が特に社会共産主義者に多い。確かに国有化または社会化によって、独占利潤の分散は可能であろう。しかし実際にそうなるとは限らない。独占利潤がその企業内で、依然とし

て浪費され、関係労働者だけの待遇改善に用いられ、あるいは当該産業の不経済な拡大に利用されることもある。産業の国有化または社会化は、まだ効率の向上や資源の適正かつ有効な配分を実証していないのである。

以上に述べたような立法または巧緻な統制によって、独占に対し直接的な規制を加えようとする方策は、それぞれこれに伴う困難と弱点をもっているだけでなく、またいかなる時いかなる場合にも、一般的に適用され得るものでもなく、さらに何処でもそれが確実に成功するという保証もない。しかも個々の具体的場合について、ある企業の行動が競争の制限と結合しているか、あるいは競争の制限を企図しているか、を判別することは困難である。そこで問題は独占の根源を断つことであり、競争の刺激条件の作出を試みることであろう。

(六) 独占根源の除去

およそ独占は次のような四つの原因に基づく。すなわち消費者の無知と非合理性、ある産業への参入の制限、生産者および（または）配給者間の協約、企業の大さそれ自身の力などがこれである。それ故に不完全競争ないし独占的競争の除去は、これらの諸根源を絶滅することであろう。

先ず第一に、消費者の無知と非合理性の除去は、いわゆる消費者教育があるだけである。経済の機構・商品や市場の知識は固より、特定の商標や売手に固着する習慣ないし義理の排撃、広告や宣伝の真偽の判定、商品の形や名称や図形などに関する迷信の除去、個人的な趣味嗜好からの特定商品の選択利用には、特別の費用を支出する必要のあること等々、要するに賢明な消費者となるのでなければ、いわゆる消費者主権は十分に行使しえないことを、自覚をすべきであろう。

独占と競争について(二)

第二には自由、すなわちある産業への参入の自由、買入れと販売の自由、価格決定の自由などがこれである。ただしこれには次のような例外がある。

(1) 独占が明らかに競争に優る場合、すなわち公共独占がこれで、この独占は普通そうであるように、国家公共体によって運営され管理されなければならぬ。

(2) 切実な不足があり、自由市場での価格騰貴も、供給の増加をもたらさない場合、例えば急迫した戦時下などでは、諸物価は国家によって統制されなければならない。

(3) 一定の品質や用役または技術の標準を、維持する必要がある場合、例えば医薬や食料品に関係するものは、この標準を達成しうる個人または企業だけが、参入または滞留を認めらるべきである。

(4) 不公正な競争のための値引きは、それが証明される限り、停止さるべきである。

この目的のためには、積極的および消極的な方策が考えられる。消極的なものとしては一連の禁止措置、例えば再販価格の協定、特約店への値引き、特定顧客への値引き、カルテルの価格協定や新参入防止のための、不正な競争協約等々を禁止すると共に、労働組合や同業組合の制限的な慣行なども禁止すべきであろう。この点に關連して特に注意を要するのは、独占の形成を助長するといわれている、いわゆる保護關稅の査定と改訂である。

積極的な方策は教育の充実につきる。このためには教育制度の拡充や、教育の機会均等を計り、奨学資金制度の拡大や消費者教育の助長なども必要であろう。なお新設企業への課稅の輕減や、利用されない特許の公開なども考えられる。

規模の大きさや経営の集中から招来される競争の不完全性は、その対処方策の最も困難な事由である。ただし企業の大きさを制限することが、無意味であるからである。ある産業に最高効率を發揮さす作業規模は、他の産業では効率を阻害する程小さいものであることがあり、また他の産業では無意味と思われる程、大きすぎることもあるからである。同様のことは、産业内における集中度についてもいえる。ある産業における複占者間の競争が、他の産業における寡占者間の競争よりも激しいことがあり、禁止の境界線を何処におくかは、決定の困難な問題である。またある市場状況が公衆の利益に反するような作為の下にあるか否かを、容易かつ迅速に決定できるような標識は、まだ与えられていない。問題のある市場の実状を調査して、その長短を審査する他に途はないであろう。時には大きな連合体を数箇に分割することが、たとい長い厄介な仕事であるとしても、なお望ましいこともあろう。また時には大規模生産の利益を享受するために、競争の利益を犠牲に供さなければならぬこともあろう。企業の営業方針の訂正を勧告することも必要であらうし、さらに進んだ集中を禁止するに止めることで十分なこともあろう。

要するは我々には、独占対策が完全な結果をもたらすとは、期待することができない。悪質な制限や悪意のある競争が、常に我々以外の誰かによって行われているのであり、ある独占だけによる公益の侵害は、おそらくそんなに大きいものではないであろう。独占に反対する総ての運動は、その利害関係が損われる人々から叫ばれ、政策を緩和する政治的な圧力となるであろう。公益保護の委員会を設置すべきか、独占の解体ないし禁止を命令すべきか、などという問題の最終責任者は政府当局であるが、その決定は甚だしく困難の多いものである。けだし独占力の行使に反対する世論は強烈で、実害を誇張しやすいものだからであり、また独占が自己に好都合な

独占と競争について (三)

環境条件の改廃を、容易に甘受するとは考えられないからであり、同じ目的に役立つ抜け道が、たえず探究されているからである。『会社の顧問弁護士と法廷での機知の闘争では、常に弁護士が先ずトリックを使い、またそのトリックが切札となっても、常にもう一枚のカードを持っていくものである』⁸³。

83 E. A. G. Robinson, *Monopoly*, Cambridge U. P., 1941, p. 179.

(社記) 各第一般社各参考書として、R. G. Lipsey, *An Introduction to Positive Economics*, London, 1963, Chap. 21; H. Speight, *Economics, The Science of Prices and Incomes*, London, 1960, Chap. 16; S. Weintraub, *Intermediate Price Theory*, Philadelphia & New York, 1964, Pt. II, 等。

— 四四一 —